

第2編

第2部 成立した法律(平成4年)

第123国会 平成4年1月24日～平成4年6月21日

第123国会 平成4年1月24日～平成4年6月21日

法 律 番 号：7	所管部局：保険局保険課
法 律 名：健康保険法等の一部を改正する法律	
公布年月日：平成4年3月31日	
施行年月日：平成4年4月1日，6月30日，10月1日	
内 容：1. 政府管掌健康保険の財政運営の安定を図るため，単年度財政運営を中期的財政運営に改める。そのため，積立金を活用して，事業運営安定資金を創設する。 2. 保険料率，国庫補助率を引き下げる。 3. 出産手当金の支給期間を改善する。 4. 標準報酬月額を改定する。 5. 社会保険審議会を改組し，健康保険，船員保険，国民健康保険事業を審議する審議会として医療保険審議会を創設する。	

法 律 番 号：60	所管部局：社会・援護局援護課
法 律 名：戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律	
公布年月日：平成4年5月27日	
施行年月日：平成4年5月27日	
内 容：障害年金，遺族年金等の額を引き上げる。 (例) 障害年金(公務傷病，第一項症，年額) 5,024,000円 → 5,217,000円 (平成4年3月分まで) (現 行) 遺族年金及び遺族給与金(公務死に係る先順位額，年額) 1,706,700円 → 1,772,400円 (平成4年3月分まで) (現 行)	

法律番号：62	所管部局：水道環境部 産業廃棄物対策室
法律名：産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律	
公布年月日：平成4年5月27日	
施行年月日：平成4年9月25日	
内 容：1. 厚生大臣等の主務大臣は、産業廃棄物の処理を効率的かつ適正に行うための一群の施設を特定施設として認定し、その整備の促進を図る。 2. 都道府県は、周辺公共施設の整備を図ることが適当な地区を特定周辺整備地区として指定し、施設整備方針を定める。 3. 特定施設の整備資金の借入に係る債務保証等の事業振興措置を行う産業廃棄物処理事業振興財団を指定する。	

法律番号：81	所管部局：社会・援護局企画課、 地域福祉課、施設人材課、 福祉人材確保対策室
法律名：社会福祉事業法及び社会福祉施設職員退職手当共済法の一部を改正する法律	
公布年月日：平成4年6月26日	
施行年月日：平成4年7月1日	
内 容：1. 社会福祉事業法の一部改正 ・社会福祉事業従事者の確保等に関する基本指針を策定する。 ・事業経営者への相談援助、従事者への就業の援助等を行う福祉人材センターを指定する。 ・社会福祉事業従事者の福利厚生のため福利厚生センターを指定する。 2. 社会福祉施設職員退職手当共済法の一部改正 ・ホームヘルパー等に退職手当共済制度の適用対象範囲を拡大する。	

法律番号：86	所管部局：健康政策局指導課，看護課， 老人保健福祉局老人保健課
法律名：看護婦等の人材確保の促進に関する法律	
公布年月日：平成4年6月26日	
施行年月日：平成4年11月1日	
内 容：1. 基本指針の策定（平成4年12月25日に告示済） 厚生，労働，文部各大臣は，看護婦等の確保を促進するための措置に関する基本的な指針を策定することとする。 2. 関係者の責務 国，地方公共団体，病院等の開設者等，看護婦等及び国民について看護婦等の確保の促進を図るための責務を規定する。 3. 看護婦等の確保のための体制 ・国及び都道府県は，病院等の開設者等に基本指針について指導，助言を行う。 ・公共職業安定所においても，看護婦等の職業紹介等の充実に力を入れて取り組む。 ・無料職業紹介事業等を行う「都道府県ナースセンター」及びそれらの援助等を行う「中央ナースセンター」を法的に位置づける。 ・看護婦等が著しく不足している病院へは，看護婦等確保推進者の設置を義務づける。	

法律番号：89	所管部局：健康政策局総務課
法律名：医療法の一部を改正する法律	
公布年月日：平成4年7月1日	
施行年月日：公布後1年以内（一部は公布日施行）	
内 容：1. 医療提供の理念の規定 今後の医療提供の理念の明確化 2. 医療施設機能の体系化 高度医療を必要とする患者等に医療を提供する特定機能病院及び長期療養を必要とする患者等を収容する療養型病床群を制度化 3. 医療施設に関する適切な情報提供 広告規制の緩和，一定事項の院内掲示の義務化 4. 業務委託の水準確保 医療機関の業務を外部に委託する場合の水準を確保 5. 医療法人の業務 医療法人の附帯業務として疾病予防施設等を明示	

第125国会 平成4年10月30日～平成4年12月10日

第125国会 平成4年10月30日～平成4年12月10日

法律番号：105	所管部局：水道環境部 産業廃棄物対策室
法律名：廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律	
公布年月日：平成4年12月16日	
施行年月日：公布後1年以内	
内 容：1. 廃棄物の輸入を厚生大臣の許可制とする。輸入された廃棄物は産業廃棄物とし，廃棄物を輸入するものが自らの責任において適正に処理しなければならないこととする。 2. 廃棄物の輸出を厚生大臣の確認制とする。	

